



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定・3件（森林管理課）…………… 1
- 事業の認定（用地課）…………… 2
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課）…………… 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 4

告 示

沖縄県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年 2月 5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江前浜崎原2293番・2382番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 解除の理由 公園用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江前浜崎原2293番・2382番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年 2月 5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡北大東村字中野151番1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 水道事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予

定である。

平成31年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡南大東村字南255番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第43号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成31年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 那覇市
- 2 事業の種類 那覇市新文化芸術発信拠点施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 那覇市久茂地3丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

那覇市新文化芸術発信拠点施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である那覇市が事業主体となって、起業地内に文化芸術の創造、発信及び育成の機能を併せ持った新文化芸術発信拠点施設（以下「拠点施設」という。）を整備する事業であるところ、当該施設は、法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

那覇市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

那覇市民会館は、昭和45年に沖縄県内初の本格的舞台を備えた公会堂として建設され、1,668席の大ホール、800席の中ホール及びその他附帯施設を備えた施設である。同会館は、県内外の様々な文化芸術が発信されるとともに、地域に根ざした催し物の開催又は歴史的な集会の場として幅広く活用され、文化芸術活動の拠点として長年市民に親しまれてきた。

しかしながら、同会館は築後48年が経過し、施設及び設備の老朽化が進むとともに、現代の舞台芸術の高度化や市民の文化活動の多様化等に十分に対応できない状況が生じている。また、平成28年に実施した耐震診断では、耐震性が不十分であり、大規模地震が発生した場合、倒壊等の危険性が生じていることから、同年10月から休館の措置が取られているところである。

那覇市民会館の休館により、現在、市民の文化芸術の主要な活動の場が失われている状況にあり、那覇市民会館に代わる新たな文化芸術の拠点となる施設の建設が喫緊の課題となっている。

また、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）及び劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）の施行により、地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等の幅広い分野との関連性を意識しながら文化芸術振興施策を展開することがより一層求められており、那覇市は、拠点施設をこれらの施策を実施する中核となる施設として位置づけているところである。

本件事業は、上記の状況に対応するため、「第4次那覇市総合計画」に基づき計画されたものであり、那覇市民会館の機能を引き継ぐとともに、新たな文化芸術活動の創造、発信及び育成の機能を併せ持った拠点施設を整備するものである。

本件事業の施行により、文化芸術の発展、伝統芸能の継承等、文化芸術の振興に寄与するほか、地域コミュニティ及び中心市街地の活性化といった派生的な事業効果を発揮し得るものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていない。

また、本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された埋蔵文化財包蔵地が存在するが、起業者は那覇市教育委員会との協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、土地利用、周辺環境に与える影響、経済性等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、那覇市民会館は休館中であること、市内及び隣接する自治体に同規模の施設は存しないことから、市民の文化芸術活動の場が失われている状況にあること、また、「第5次那覇市総合計画」等において、各種文化芸術施策実施の拠点と位置づけ、早期整備を掲げていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 那覇市市民文化部文化振興課

沖縄県告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第658号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 名護市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 名護都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・名29号山田原線、3・5・名14号宮里大北線及び3・4・4号伊差川線

3 事業施行期間 平成25年12月17日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第371号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・浦1号神森線、3・4・52号内間牧港線及び3・2・浦1号沢岬石嶺線
- 3 事業施行期間 平成20年6月20日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 東栄ハウジングビル 那覇市赤嶺2丁目1番地7
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社東栄ハウジング 那覇市宇栄原1丁目21番6号 代表取締役 長嶺範雄
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 等価騒音レベルの予測結果は、騒音に係る環境基準値以下となっているが、付近住民などから苦情や相談などが寄せられた際には、その受入窓口を設けるなど、誠意をもって対応すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成31年2月5日から同年3月5日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	---